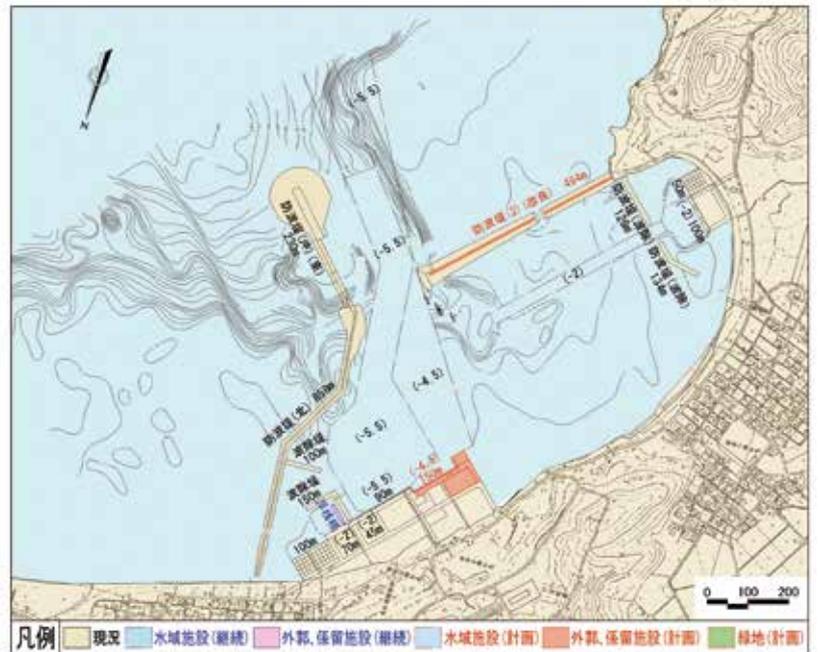


前泊港(伊平屋村) MAEDOMARI PORT



前泊港は、本部半島の北約40kmの伊平屋島(人口1,165人、島しょ別基本台帳人口 平成29年1月1日現在)の東側に位置する地方港湾であり、運天港との間に定期フェリーが就航しているほか、地元の小型船等が利用している。

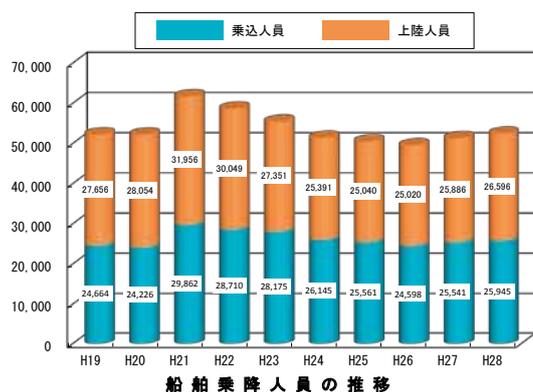
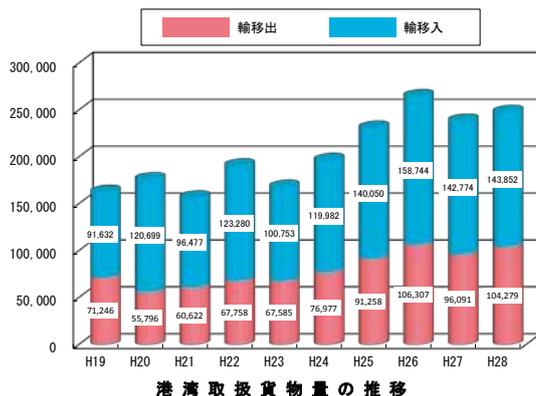
本港は、昭和47年に沖縄県管理の地方港湾として指定され、これまでに、船舶の大型化及び港湾取扱貨物量の増加に対応するための岸壁等施設や港内の静穏度向上を目的とした外郭施設及び波除堤が整備された。今後は、岸壁嵩上げ改良や防波堤嵩上げ改良、また小型船の利便性向上に配慮した浮棧橋の整備が計画されている。



平成 28 年 10 月

【定期航路】

◇フェリー 伊平屋/運天 2便/日
〔フェリーいへやⅢ756G/T〕



昭和 47 年 11 月



野甫港は、伊平屋島南西部の野甫島(人口91人、島しょ別基本台帳人口 平成29年1月1日現在)に位置する地方港湾であり、主に地元小型船と伊是名島への渡船が利用している。

野甫島は、昭和53年に完成した野甫大橋により伊平屋島と繋がれており、生活物資は前泊港から搬入されている。

本港は、昭和47年に沖縄県管理の地方港湾として指定され、平成20年に港湾区域の変更が行われた。これまでに、-2.0m物揚場や防波堤、浮棧橋などが順次整備されてきた。



平成 28 年 10 月



昭和 56 年 3 月

港湾関連用語解説

●国際拠点港湾

重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として、特に重要な政令で定められた港湾。

●重要港湾

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾。

●地方港湾

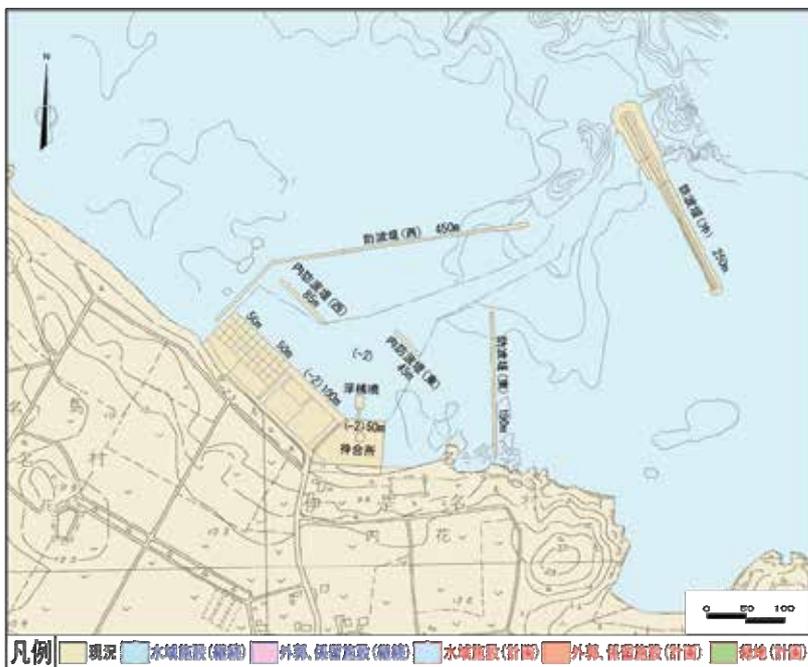
重要港湾以外の港湾で、概ね地方の利害にかかる港湾。

●56条港湾

港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告した港湾。

●避難港湾

暴風雨に際し、小型船舶等が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾。



内花港は、伊是名島の北側に位置し、伊平屋島の野南港への渡船と地元の小型船が利用している。

本港は、平成元年に沖縄県管理の地方港湾として指定され、これまでに、物揚場、船揚場、防波堤等が順次整備され、平成20年度には、港内の静穏性を高めるための防波堤と渡船利用者の利便性向上のための浮棧橋が整備された。



平成21年6月



平成3年度

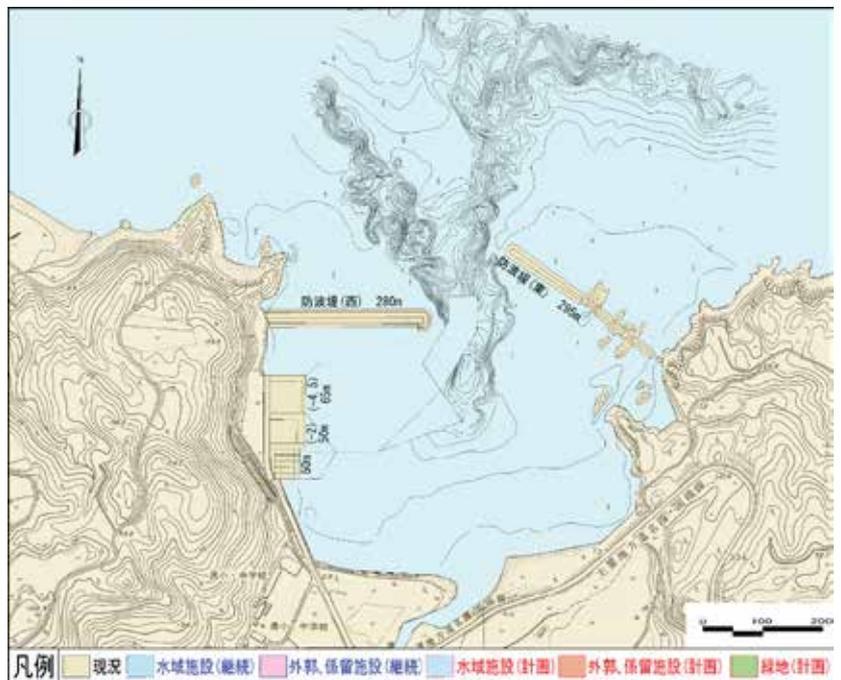
港湾関連用語解説

●港湾法

交通の発展及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的として、1950年5月31日法律第218号として制定。

●港湾の施設の技術上の基準

港湾における安全の確保を図るために、港湾法第56条の2の2に基づき国土交通省令で定められている技術基準。1973年に港湾法の一部改正が行われ、港湾の施設の技術上の基準を制定する条項が追加された。港湾の施設はこの技術上の基準に適合するように建設し、改良し、又は維持しなければならないとされている。また、平成19年4月「港湾の施設の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令」を施行した。



奥港は、沖縄本島最北端の国頭村に位置し、主に地元の漁船等の小型船が利用している。

本港は、昭和53年に沖縄県管理の地方港湾として指定され、これまでに、防波堤、物揚場等が整備され、現在に至っている。また、自然が多く残る風光明媚な場所にあり、夏場には釣りやキャンプ等にも利用されている。



平成 15 年 6 月

港湾関連用語解説

●港湾区域 port area

営造物としての港湾を管理運営するために必要な最小限度の区域であって、国土交通省令で定める手続きにより、国土交通省大臣又は都道府県知事の認可を受けた水域。

●臨港地区 waterfront area

港湾の機能を十分に発揮できるように、港湾を管理運営するために指定された区域をいい、港湾法上、港湾施設の範囲、港湾管理者が行うことができる業務の地域的な範囲及び分区(商港区など)を指定することにより、構造物の建設等の制限を必要のある地域的な範囲を示す。

●港湾隣接地域 area adjacent to the port

港湾管理者の長が港湾法に基づき、港湾区域及びこれに隣接する地域を保全する目的をもって工事その他の一定行為を規制するために指定する地域。



昭和 56 年 3 月



古宇利港は、運天港の北側の古宇利島に位置し、以前は、運天港との間に定期フェリーが就航していたが、平成17年2月に本島側の屋我地島と古宇利島を繋ぐ古宇利大橋が開通すると同時に定期船は廃止された。

本港は、昭和47年に沖縄県管理の地方港湾として指定され、昭和59年に港湾区域の変更が行われた。

これまでに外郭施設、係留施設等が整備されたが、船揚場不足を解消するため、今後は船揚場整備が計画されている。



平成 28 年 10 月



昭和 47 年 11 月



伊江港は、本部半島の北西約9kmの伊江島(人口4,604人、島しょ別基本台帳人口 平成29年1月1日現在)の南東側に位置する地方港湾であり、本部港(本部地区)(本港)との間に定期フェリーが就航しているほか、産業物資や建設資材等を輸送する不定期船や、地元の小型船等が利用している。

本港は、昭和47年に沖縄県管理の地方港湾として指定され、平成15年に港湾区域の変更が行われた。これまでに、係留施設や外郭施設、さらには耐震岸壁や浮き桟橋等の整備が進められてきたが、港内静穏性が満足されていないため、今後、定期船の安全性を確保するための静穏度向上対策が検討されている。

【定期航路】

◇フェリー 伊江/本部 4便/日
 5便/日(7/21~8/31)
 8便/日(12/31~1/3)
 (5/3 ~5/5)

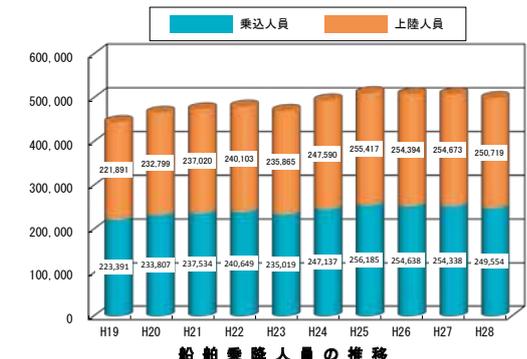
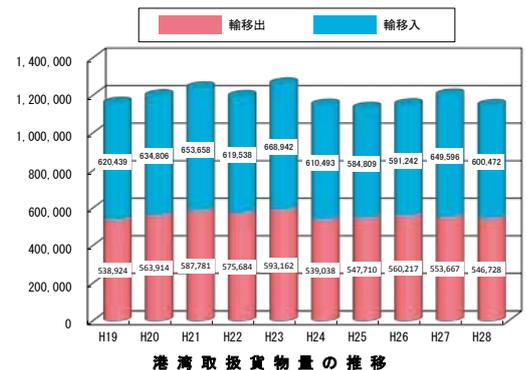
[ぐすく 616G/T]
 [いえしま 975G/T]



平成 28 年 10 月

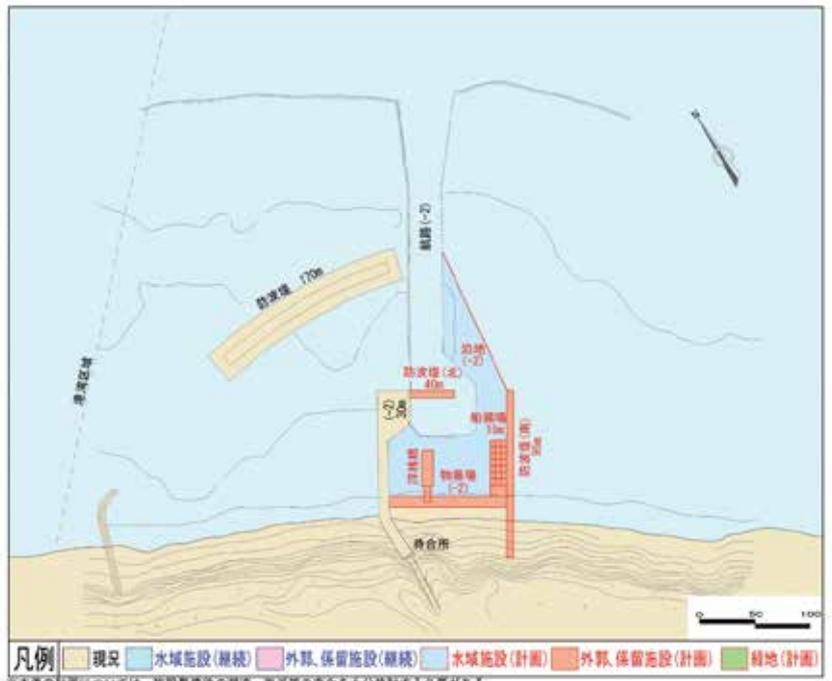


昭和 56 年 3 月



水納港(本部町)

MINNA PORT



水納港は、本部半島の西約7kmの水納島(人口38人、島しょ別基本台帳人口 平成29年1月1日現在)の北東側に位置する地方港湾であり、本部港(渡久地地区)から就航する定期船が主に利用している。また、本島から海水浴などで訪れる観光客が多いことから、レクリエーション港湾としても位置づけられている。

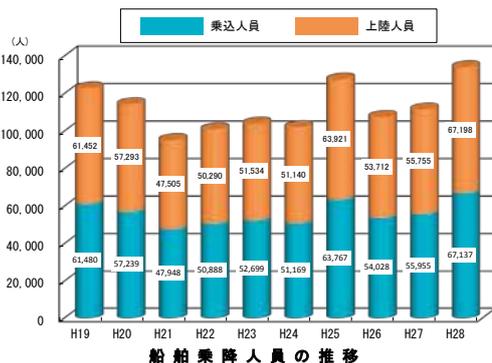
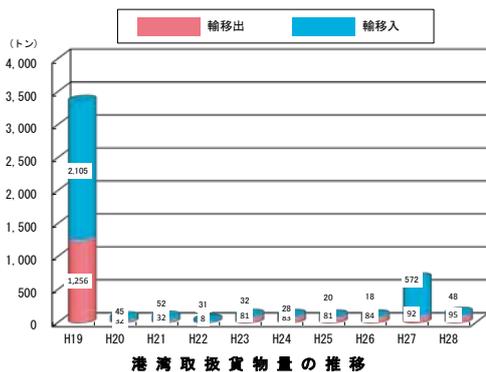
本港は、昭和47年に沖縄県管理の地方港湾として指定され、昭和61年に港湾区域の変更が行われた。これまでに、港湾施設として突堤式の物揚場、防波堤及び旅客待合所等が整備された。

【定期航路】

- ◇旅客船 水納/渡久地 2便/日(12月～3月)
- 3便/日(4月～6月)
- (9/21～11月)
- 6便/日(7/1～7/19)
- (9/1～9/20)
- 10便/日(7/20～8/31)
- [ニューウイングみんなII 86G/T]



平成15年6月



昭和47年11月

本部港(本部地区)(旧日本港地区)大型クルーズ船に対応した岸壁整備 (イメージ図)

本部港本部地区では、「官民連携による国際クルーズ拠点」の形成に向けて、20万トン級の大型クルーズ船に対応した岸壁の整備がすすめられている。



大型クルーズ船対応岸壁整備イメージ図



■内花港 浮棧橋

内花港では、伊平屋島と伊是名島を結ぶ連絡船が運航しており、平成21年3月に利用者の安全性や利便性を向上させるために浮棧橋が整備された。これらの整備により、観光の振興及び両村の交流促進が期待される。



■本部港(渡久地地区)浮棧橋・旅客待合所

本部港渡久地地区では、水納島とを結ぶ定期船が運航しており、利用者の安全性及び利便性向上を図るために、浮棧橋及び旅客待合所が整備された。また、ダイビング等の海洋レジャーやかつお漁を中心とした漁業が盛んであり、産業支援のための浮棧橋が整備された。



遊漁船の小型船が利用する浮棧



本部港渡久地地区の利用状況



本部港 (渡久地地区) (旧エキスポ地区、垣内地区) MOTOBU PORT

位置図

港	格：地方港湾
港湾管理者	沖縄県
所在地	本部町
面積	1,302ha
設立年月日	昭和47年5月15日
港湾区域変更状況	平成18年7月24日

本部港(渡久地地区)(垣内、エキスポ)は、本部半島の本部町北西側に位置し、昭和50年に開催された沖縄国際海洋博覧会の際、観光船や連絡船の基地港として、また、水上ショーや展示船の係留会場として整備された地区である。海洋博閉会後は、グラスボートなどの小型船の利用の他、背後に立地するB & G財団の青少年海洋センターが海洋スポーツの場として利用してきた。

本港は、昭和47年に沖縄県管理の地方港湾として指定され、平成18年3月に本部港に統合された。

現在、垣内地区は、主に地元小型船が利用しており、エキスポ地区は県内建設工事に使用する薬品等の積出し等に利用されている。



平成 15 年 6 月



昭和 63 年度

港湾関連用語解説

- **岸壁、物揚場**
海の水際線において船舶を接岸係留させ貨物の積卸、船客の乗降をするため、その前面にほぼ垂直の壁をそなえた構造物で、水深が 4.5m 以上 (大型係船岸) のものを岸壁、水深が 4.5m 未満 (小型係船岸) のものを物揚場という。
- **浮棧橋 floating pier; floating landing stage**
船客の乗降や貨物の荷役をするため船舶を係留する施設の一つで、基礎構造のない木製、鋼製、鉄筋コンクリート製の長方形をした甲板のある浮函。潮位差の大きい所に設けられる。
- **シーバース sea berth**
海上での所定の船舶停泊場所で、多くはタンカーのためにあり、パイプラインで送油する沖がかり方式の係留施設。
- **ドルフィン dolphin**
船舶係留のため水中に設ける柱状構造物で陸から孤立している係船岸。

本部港(浜崎地区)



港格	地方港湾
港湾管理者	沖縄県
所在地	本部町
面積	1,302ha
設立年月日	昭和47年5月15日
港湾区域変更状況	平成18年7月24日

本部港(浜崎地区)は、本部半島の本部町西側、瀬底島の対岸に位置し、瀬底島との連絡港として利用されていたが、昭和60年の瀬底大橋の開通に伴ってその役割を終えた。

本地区は、昭和47年に浜崎港として沖縄県管理の地方港湾に指定され、平成18年に本部港に統合された。

これまでに、船揚場、海岸保全施設等が整備されている。



平成 15 年 6 月

港湾関連用語解説

●総トン数 gross tonnage (G/T)

船舶の甲板から下の部分の容積と甲板から上の客室、船員用室などの容積を加えた数値を100立方フィートを1トンとして表したトン数、船の大きさを表す最も標準的なトン数で使用料等はこの数値を用いる。

●重量トン数 dead weight tonnage (D/W)

貨物を満載状態の排水トン数から貨物を積んでいない時の排水トン数を引いた重量で、積載できる総重量を表す。貨物船、タンカーなどの船腹量を表すのに用い、総トン数の約1.5倍が重量トン数となる。

●排水トン数 displacement tonnage

船舶による排水容積に海水の比重を乗じた船舶の大きさを表す単位の一つ。



昭和 56 年 3 月



本部港(瀬底地区)は、本部半島の西側の瀬底島に位置し、本島と瀬底島を結ぶ瀬底大橋が完成するまでは定期船が1日11往復していた。

本港は、昭和47年に沖縄県管理の地方港湾として指定され、平成18年3月に本部港に統合された。

これまでに、突堤式の物揚場が整備されており、瀬底大橋が完成した昭和60年以降は地元の小型船が利用している。

今後、施設の老朽化および施設不足を解消するため、船揚場の整備が計画されている



平成 15 年 6 月



昭和 56 年 3 月

港湾関連用語解説

●フルコンテナ船

コンテナのみを輸送する目的で専用のセルガイドを有する船舶。

●セミコンテナ船

コンテナのみを輸送するがセルガイドを有していない船舶、またはコンテナ貨物とそれ以外の貨物を輸送する船舶。

●RORO船 roll on roll off ship

貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す(水平荷役方式)ために、船尾や船側にゲートを有する船舶。

●LOLO船 lift on lift off ship

クレーンを使って貨物を積み卸し(垂直荷役方式)する船舶。コンテナ船が代表的。この場合、クレーンは岸壁に設置されたものと船舶自体に備えつけられたもの(デリッククレーン)がある。

本部港(本部地区) (旧本港地区)



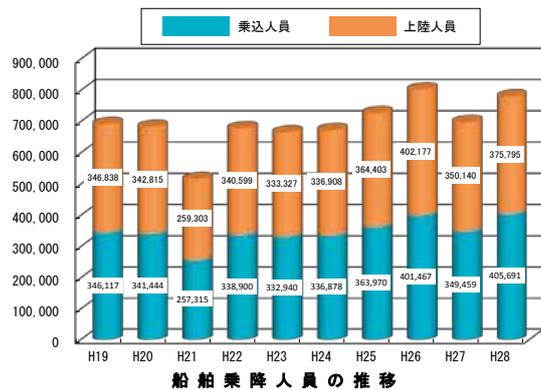
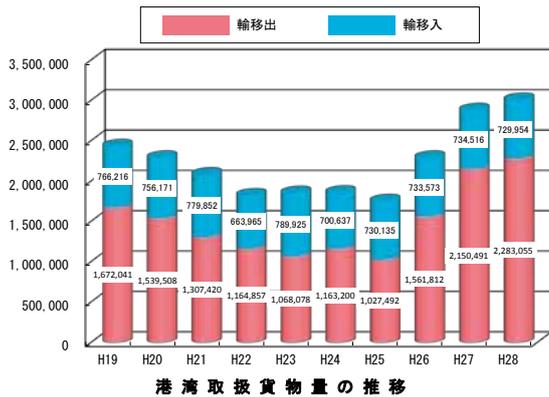
港 格：地方港湾
 港湾管理者：沖縄県
 所在地：本部町
 面積：1.302ha
 設立年月日：昭和47年5月15日
 港湾区域変更状況：平成18年7月24日



本部港(本港地区)は、瀬底島の対岸となる本部町崎本部に位置する地方港湾である。

昭和50年に開催された沖縄国際海洋博覧会に際し、大型客船の接岸バースとしてまた、那覇や伊江島からのホバークラフトの連絡港として整備された。現在は、伊江島への定期フェリー那覇～鹿児島航路の大型フェリーが毎日寄港することに加え、外国からの石炭船や国内の貨物船が利用しており北部地域の拠点港として機能している。

現在、「官民連携による国際クルーズ拠点」の形成に向けて、20万トン級の大型クルーズに対応した岸壁の整備が進められている。





本部港(塩川地区)は、本部半島の本部町南西側に位置し、古くから石材積出しに利用されてきた港である。

本港は、本土復帰まで米軍が利用していた施設も含め、-4.5m岸壁2バース、-5.5m岸壁2バースが整備されており、さらに平成21年には台風時の高潮による施設の保全を目的とした沖防波堤が整備されている。



平成 28 年 10 月



昭和 56 年 3 月

港湾関連用語解説

●トランシップ transhipment

積荷港から荷卸港まで、同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えされること。A国から積み出された貨物がB国の港湾で他船に積み替えられてC国へ運送される場合、この貨物をトランシップ貨物又は、外貨フィード貨物という。

●フィーダーサービス feeder service

コンテナ船はその輸送効率を高めるために、特定の主要港湾のみに寄港し、主要港以外で発生する貨物については、主要港湾で積替輸送を行っている。この場合の主要港湾と寄港しない港湾との間の内航船、自動車、鉄道などによるコンテナ貨物の支線輸送をいう。